



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月から順次、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まります。

○マイナンバーカードを使うことで……

- ・就職、転職、引っ越し等による保険証の切り替えを待たずに受診できます。
(医療保険者への加入・喪失届出は引き続き必要です。)
- ・オンラインによる医療保険資格の確認により、限度額適用認定証などの書類が不要になります。
- ・健診情報や薬剤情報をPCやスマートフォンで確認できるようになります。利用者の同意があれば、医師との情報共有も可能です。
- ・マイナポータルを活用して医療費情報を取得することにより、確定申告でも医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

今お使いの保険証もお使いいただけます。

※マイナンバーカードの保険証利用にはマイナポータルサイトからの事前登録が必要です。役場の端末を使つての利用登録も可能です。



1月もマイナンバーカード休日臨時窓口を開設します

【日時】 1月24日(日) 午前9時～正午

【場所】 本庁住民課窓口(休日ですので、庁舎東側通用口からお入りください)

【内容】 ①カード交付(交付通知書がすでに届いている方)

事前予約が必要です。20日(水)までに住民課へ電話で予約をしてください。

②カード申請補助

事前予約は必要ありません。通知カードと本人確認できるものをお持ちください。

③その他、マイナンバーカードに関すること

電子証明書の更新、パスワード変更など事前にご相談ください。

マイナンバーカード未取得者を対象に、1月上旬から順次、QRコード付き交付申請書が再送されます。(75歳以上の方については、別途、後期高齢者医療制度の保険証更新時に郵送用申請書が同封される予定です。)



問 マイナンバーカードの申請・交付に関すること

住民課 ☎0859-54-5210

国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証に関すること

健康対策課 ☎0859-54-5206